第2章 理念と目標

(白紙ページ)

第2章 理念と目標

1 計画の理念

東大和市は、平成13年12月、東大和市第二次基本構想を策定し、まちづくりの基本となる都市像を「人と自然が調和した生活文化都市 東大和」と定め、都市像を実現するための5つの基本目標を定めています。

この目標の中で障害福祉に係る基本施策として、『ノーマライゼーションの理念のもとに、 障害のある人が住みなれた家庭や地域で自立して共に生活できるよう介護・生活支援サービ スを充実していきます』としています。

また、第三次地域福祉計画では、『一人ひとりが、地域が、まちが輝く 福祉のまち』を理念とし、すべての市民が人として尊厳をもって、自分らしく健康で生き生きと生きていけるまちづくりを行うこととしています。

東京都は、国の基本的指針を踏まえた第1期障害福祉計画の策定に向けた東京都の基本的考え方において、ノーマライゼーションの理念の下、障害者が、他の市民と同様に、自らの生活は自らが選び、決め、行動するという自己選択・自己決定を最大限に尊重され人間としての尊厳を持って地域社会で生活できるよう、以下のような社会の実現を目指して、障害者自立支援施策を計画的かつ総合的に推進していくことを基本的理念として定めています。

- ア すべての都民がともに暮らす地域社会の実現
- イ 障害者が地域で安心して暮らせる社会の実現
- ウ 障害者が当たり前に働ける社会の実現

このことから、第1期東大和市障害福祉計画の理念を次のように定めました。

『障害のある人が、住み慣れた地域の中で自立した生活を営み、社会参加し、働くことのできる社会の実現をめざします』

第1次東大和市障害者計画 第2期東大和市障害福祉計画は、平成23年度を目標年度とする東大和市障害福祉計画の第2期の計画であることから、第1期東大和市障害福祉計画の理念を承継し、引き続き維持することとし、次のとおりとします。

『障害のある人が、住み慣れた地域の中で自立した生活を営み、社会参加し、働くことのできる社会の実現をめざします』

2 計画の目標

第1次東大和市障害者計画 第2期東大和市障害福祉計画は、平成23年度を目標年度とする東大和市障害福祉計画の第2期の計画であることから、理念と合わせ、第1期東大和市障害福祉計画の目標を承継し、引き続き維持することとし、次のとおりとします。

(1) 相談支援体制の充実

障害福祉サービスの適切な利用を支える中立・公平な相談支援体制の整備と地域の相談 支援を支えるネットワークの整備。

- (2) 訪問系のサービスの保障 必要な居宅介護等の訪問系サービスの利用の保障とサービス提供体制の充実及びサー ビスの質の向上を図る。
- (3) 希望する障害者等に日中活動系のサービスの保障 利用を希望する障害者に希望する日中活動系のサービスを保障する。
- (4) グループホーム等の充実を図り、入所等から地域生活への移行の推進 グループホーム、ケアホームの充実と入所施設及び精神科病院からの地域生活への移行 を推進する。
- (5) 福祉施設から一般就労への移行等の推進 就労移行支援事業等の推進並びに就労に係る相談支援機能の充実により、福祉施設か ら一般就労への移行を推進する。
- (6) 地域生活支援事業の充実による在宅生活と社会参加の支援 地域生活支援事業の充実を図り、在宅生活と社会参加を支援する。